

定 款

山形県ワケ酒造組合定款



第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 組合は、組合員の緊密な連絡親和と相互扶助の精神に基づき、酒税の円滑な納税を促進し、酒類業界の安定と健全な進歩発展のために必要な事業を行い、組合員の自主的かつ自由公正な事業活動の機会を確保し、もって酒税の保全に協力し、及び共同の利益の増進を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 組合は、山形県ワイン酒造組合と称する。

(地 区)

第 3 条 組合の地区は、山形県一円の区域とする。

(事 業)

第 4 条 組合は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）の規定に基づく酒税の保全措置の実施に対する協力
- (2) 酒税法の規定により組合員が提出する申告書等のとりまとめ
- (3) 国が、組合員に対して発する通知の組合員への伝達
- (4) 酒税の保全、および酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号。以下「組合法」という）第 84 条の規定に基づく、財務大臣の勸告又は命令の実施に対する協力
- (5) 組合法第 86 条の規定に基づく基準販売価格の実施に対する協力
- (6) 組合法第 86 条の 5 に規定する酒類の品目等の表示の実施、並びに同法第 86 条の 6 及び同法第 86 条の 7 に規定する酒類の表示基準の実施に対する協力
- (7) 原価の引き下げ、能率の増進その他組合員の経営の合理化（酒類の取引の円滑な運行及び消費者の保護に資するために必要なものを含む。）を遂行するため特に必要な場合において、次に掲げる事項についての規制（当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。）
 - イ．組合員の酒類の販売のための施設
 - ロ．組合員の酒類の容器
 - ハ．その他の組合員が販売する酒類の販売方法
- (8) 酒税法及び組合法の規定に基づく、検査取締に対する協力並びに組合員の酒税法違反を未然に防止するために必要な啓もう及び指導

- (9) 組合員の製造する酒類の原材料の購入斡旋
- (10) 組合員の資金の借入斡旋（斡旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付けを含む。）
- (11) 組合員の福利厚生に関する施設
- (12) 組合員の事業に関する経営の合理化、技術の改善向上又は、知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- (13) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく計画の作成、推進、指導に関する事業
- (14) 組合員の販売する酒類の販売増進等のための広報宣伝
- (15) 酒類製造業に関する功労者の表彰
- (16) 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究及び検査並びに、これらに関する資料、報告、図書等の刊行物の発行
- (17) その他、組合の目的達成のため必要な事業

（事務所の所在地）

第 5 条 組合は事務所を西村山郡朝日町に置く。

（公告の方法）

第 6 条 組合の公告は、組合の事務所の掲示場に掲示して行う。

（通知又は催告）

第 7 条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載した組合員の住所にあててする。

- 2 組合員が、組合から通知又は催告を受ける場所を指定して、組合に届け出たときは前項の規定にかかわらず、その指定した場所にあててする。

（規約）

第 8 条 この定款で定めるものを除くほか、業務の執行、会計の処理、その他組合の運営に関し、必要な事項は規約で定める。

第 2 章 組 合 員

(組合員の資格)

第 9 条 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において果実酒類を製造する酒類製造業者とする。

(加入)

第 10 条 組合に加入しようとする者は、加入申込書を組合に提出しなければならない。

2 前項の加入申込書には、次に掲げる事項を記載し、申込者がこれに署名しなければならない。

(1) 氏名又は名称

(2) 住 所 (法人の場合は所在地)

(3) 組合の地区内にある酒類製造場の所在地

(4) 製造し、又は移出する酒類の種類

(5) 前年中において、組合の地区内にある製造場で製成し、及び製造場から移出した果実酒類の総数量

3 第 1 項の加入申込書には、組合員たる資格を有することを証する書面を添付しなければならない。

4 第 1 項の規定により加入の申込みをしようとする者が法人であるときは、第 2 項に掲げる事項のほか、その法人を代表すべき者の氏名及び住所をも加入申込書に記載しなければならない。

5 第 1 項の規定による加入の申し込みのあったときは、理事会でその諾否を決する。

6 前項の諾否を決したときは、その旨を書面をもって当該加入の申し込みをした者に通知する。

(相 続)

第 11 条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が、相続開始後 90 日以内に組合に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず相続人は相続開始の時にさかのぼって組合員となる。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された 1 人の相続人に限り前項の申出をすることができる。

3 前 2 項による加入の申出をしようとする相続人は、加入申出書を組合に差し出さなければならない。

- 4 前項の加入申出書には前条第2項各号に掲げる事項のほか、被相続人の氏名を記載し、申出者が署名しなければならない。
- 5 前3項の加入申出書には、組合員たる資格を有することを証する書面、相続の事実を証する書面及び第2項に該当する場合は、相続人の同意があったことを証する書面をそれぞれ添付しなければならない。

(法定脱退)

第12条 組合員は次の事由により、当然に組合を脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

(任意脱退)

第13条 組合を脱退しようとする組合員は、脱退しようとする事業年度末から90日前までに、その旨を記載した書面を組合に差し出して予告し、その事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(除名)

第14条 次の各号の一に該当する組合員は、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対して除名に関する議案を総会に提出する旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与える。

- (1) 組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあった組合員
 - (2) 次条に規定する義務を怠った組合員
 - (3) 第30条の規定により、組合が実施する協定に違反した組合員
 - (4) 酒税法、若しくは組合法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることとなった組合員、又は国税通則法（昭和37年法律第66号）、若しくは関税法（昭和29年法律第61）の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した組合員
 - (5) 前各号のほか、組合の信用を著しく毀損し又は失墜する行為のあった組合員
- 2 組合員を除名したときは、その旨及び除名の理由を記載した書面をもって、除名した組合員に通知する。

(経費等の納付義務)

第 15 条 組合員は、規約の定めるところにより、組合の経費の賦課金並びに使用料及び手数料並びに過怠金を組合に納付しなければならない。

(届出等の義務)

第 16 条 組合員は、次に掲げる場合においては、7日以内に当該各号に掲げる事項を組合に届け出なければならない。

(1) 第 10 条及び第 11 条第に掲げる事項に異動を生じたときは、異動事項

(2) 果実酒類の製造業を1年以上休止し、又は再開したときは、その旨

2 組合員は、理事会において必要と認め組合員に報告を求めた事項につき、理事会において定める期間内に組合に報告しなければならない。

第3章 役員、相談役、顧問、職員及び検査員

(役員)

第17条 組合に次の役員を置く。

(1) 理事 2人以上15人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とし、理事会の議決で決める。

(役員任期)

第18条 役員任期は、選任された通常総会後2回目の通常総会の終結のときをもって満了する。

2 増員又は補充のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず他の役員残任期間とする。

3 役員は、任期が満了し又はその全員が辞任しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員は、再任されることを妨げない。

(役員選任)

第19条 役員は、総会において、組合員若しくは組合員である法人の役員又はこれらの者以外の者で、酒類製造業に関し学識若しくは経験を有する者のうちから選任する。

2 役員のうち、前項の規定により、学識又は経験を有する者のうちから選任される役員数は、会員の総数の4分の1を超えることができない。

(理事職務)

第20条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故があるときは副理事長、正副理事長共に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順位により他の理事のうち1人が理事長の務を代行する。

(監事職務)

第21条 監事は、組合の業務を監査する。

(役員解任)

第22条 組合は、総会の議決により正当の事由があると認めるときは、役員を解任することができる。

2 総会において、前項の規定により役員解任の議決をしようとする場

合には、当該役員に弁明する機会を与える。

(相談役及び顧問)

第 23 条 組合に、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、組合の業務執行上の重要事項について理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
ただし、議決に加わることはできない。

(職員)

第 24 条 組合に、職員若干名を置くことができる。

- 2 職員の任免は、理事会の議決により理事長が行う。
- 3 職員は、理事長の命を受けて組合の業務に従事する。

(検査員)

第 25 条 組合に、第 30 条の規定に基づく協定（以下、この条及び、第 31 条において「協定」という。）の実施を検査するために検査員を置くことができる。

- 2 検査員の定数、任免その他検査の実施に関し、必要な事項は協定で定める。
- 3 検査員は、協定の実施を検査するため、組合員の営業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 4 検査員は、前項の検査をしようとする場合には、組合が発行する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 5 前項の証票様式は、規約で定める。

第4章 事業の執行

(理事会)

第26条 理事会は、理事の全員をもって組織する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続き)

第27条 理事会を招集するには、会日の3日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって各理事に通知してする。

- 2 前項の通知は、理事の全員の同意があるときに限り、省略することができる。

(理事会の議事)

第28条 理事会の議事は、理事の総数の半数以上が出席し、その理事の過半数で決する。

- 2 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の決議に加わることができる。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議決事項)

第29条 理事会には、この定款に特別の定があるものを除くほか、次の事項を附議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 中小企業等経営強化法に基づく計画の作成、推進、指導に関して必要な事項
- (3) 前号のほか、業務の執行に関して必要な事項

(協定の実施)

第 30 条 総会において、第 39 条第 5 項に掲げる協定の設定又は変更を議決したときは、組合は、財務大臣の許可を受けて（組合法第 43 条第 1 項但書の規定の適用を受ける場合及び組合法第 45 条第 1 項の命令に基づいて変更した場合を除く。）当該協定の定めるところにより、これを実施する。

(過怠金)

第 31 条 組合は、協定に違反した組合員に対し、規約で定める方法により過怠金を課することができる。

2 前項の規定による過怠金の額は、20 万円の範囲内において協定で定める。

3 第 1 項の過怠金は、協定が効力を失った後においても、その効力を失った日以後 90 日以内は、なお当該協定で定めるところにより、課することができる。

第 5 章 総 会

(総 会)

第 32 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後 60 日以内に、臨時総会は、必要に応じ随時招集する。
- 3 総会は、組合法に特別の定めがある場合を除くほか、理事会の議決を経て、理事長がこれを招集する。

(総会招集の手續)

第 33 条 総会を招集するには、会日の 10 日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各組合員に通知してする。ただし、臨時総会の招集は会日の 3 日前までに通知してする。

(議決権)

第 34 条 組合員は各 1 個の議決権を有する。

- 2 組合員は前条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その組合員の親族（組合員が法人である場合はその役員）若しくは使用人、又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。
- 3 代理人は、代理権を有することを証する書面を組合に差し出さなければならない。

(総会の議長)

第 35 条 総会の議長は、総会ごとに選任する。

(総会の議事)

第 36 条 総会の議事は、第 39 条に規定する場合を除くほか、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第 37 条 総会には、この定款で定めるもののほか、次の事項を附議する。

- (1) 毎事業年度の事業計画
- (2) 収支予算の設定及び変更
- (3) 借入総金額の最高限度

(4) 前各号のほか、理事会で必要と認めて総会に提出した事項

(緊急議案)

第 38 条 総会は、第 33 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても、緊急に議決する必要があると認めた事項に限り、附議することができる。

(総会の特別議決)

第 39 条 次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を要する。

(1) 定款の変更

(2) 第 44 条第 1 号の規定による解散

(3) 合併

(4) 組合員の除名

(5) 組合法第 43 条第 1 項の規定による協定の設定、変更又は廃止

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 40 条 組合の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経 費)

第 41 条 組合の経費は、国、又は自治体から交付される交付金、組合員から徴収する組合の経費の賦課金、組合員その他の者から徴収する使用料及び手数料、組合員に課する過怠金並びに寄付金をもって支弁する。

(経費の賦課)

第 42 条 組合は、組合員に対し、組合の経費の賦課金を賦課する。

2 前項の賦課金の賦課金額、賦課方法、徴収期限、徴収方法その他賦課及び徴収に関し必要な事項は、規約で定める。

(使用料及び手数料)

第 43 条 組合は、組合が第 4 条に規定する事業として設置した設備を組合員の利用に供した場合においては、その組合員から使用料を徴収することができる。

2 組合は、組合が第 4 条に規定する事業として組合員に対し、酒類の原材料の購入又は資金の借入の斡旋及び指導をし、又は検査（第 25 条の規定による検査を除く。）を行った場合においては、その組合員から手数料を徴収することができる。

3 組合は、組合に加入する者から加入の手数を徴収することができる。

4 前各項の使用料及び手数料の徴収金額、徴収期限、徴収方法、その他使用料及び手数料の徴収に関し、必要事項は規約で定める。

第7章 解散及び残余財産の処分

(解 散)

第44条 組合は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 合 併
- (3) 破 産
- (4) 組合法第90条の規定による財務大臣の解散命令

(残余財産の処分)

第45条 組合が解散し、清算の結果、残余財産があるときは、清算人は、財務大臣の承認を受けて、組合の目的に類似する目的のためにその財産を処分する。

附 則

変更後の定款は変更につき、大蔵大臣の認可を受けた日に効力を生ずる。

1987年7月14日改訂

変更後の定款は変更につき、大蔵大臣の認可を受けた日に効力を生ずる。

1999年4月13日改訂

変更後の定款は変更につき、大蔵大臣の認可を受けた日に効力を生ずる。

2000年4月13日改訂

変更後の定款は変更につき、財務大臣の認可を受けた日に効力を生ずる。

2008年4月16日改訂

変更後の定款は変更につき、財務大臣の認可を受けた日に効力を生ずる。

2017年2月20日改訂

変更後の定款は変更につき、財務大臣の認可を受けた日に効力を生ずる。

2019年6月21日改訂

変更後の定款は変更につき、財務大臣の認可を受けた日に効力を生ずる。

2021年7月 1日改訂

変更後の定款は変更につき、財務大臣の認可を受けた日に効力を生ずる。

2023年6月15日改訂

以 上

山形県ワイン酒造組合
設立 1984 年 3 月 27 日

令和 5 年 6 月 1 5 日

山形県ワイン酒造組合 定款原本に相違ありません。

山形県ワイン酒造組合 理事長 村上 健

